

令和7年度建設産業人材確保対策加速化支援事業募集要項

1 事業目的

本事業では、県内の建設業団体等が実施する離職防止・定着促進に向けた取り組みや技術者、技能工等の育成のほか、建設業で働く女性の活躍促進等を支援し、本県建設産業における人材の確保及びイメージアップを図ることを目的としています。

2 補助対象者

建設業を営む者等を構成員とする団体又は当該団体を構成員とする団体のうち、次に掲げる全ての要件を満たす団体が対象となります。

- (1) 県内に主たる事務所又はそれに準じる事務所があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (6) 国税及び都道府県税に滞納がない者であること、及び社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入し、かつ滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (7) 県が行う競争入札に関して指名停止措置等を受けていないこと。
- (8) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。
- (9) 建設業又は建設関連産業の振興に関する事業を実施していること。
- (10) 本事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。

3 補助事業の実施期間

補助金交付決定日から、補助事業を完了する日と令和8年3月15日のいずれか早い日までです。

4 補助対象事業

次の5つの事業が補助対象となりますが、複数の事業を組み合わせで申請することも可能です。

(1) 離職防止・定着促進

(具体的な事業イメージ)

若手社員を対象とする交流会・研修会、経営者や管理職等を対象とするセミナー

(2) 技術者、技能工等の育成

(具体的な事業イメージ)

地域の高校生を対象とする資格取得支援、若手社員を対象とする研修会

(3) 建設 I C T人材育成

(具体的な事業イメージ)

I C T建設機械に関する研修会、B I M／C I Mや3次元測量等の研修会

(4) 女性活躍の促進

(具体的な事業イメージ)

女性技術者等を対象とする研修会・交流会、女子高校生・学生等の交流会

(5) 人材確保等に向けたイメージアップの取組

(具体的な事業イメージ)

建設産業の人材確保やイメージアップに向けたコンテンツの制作等

5 補助率等

補 助 率：2分の1以内（千円未満の端数切り捨て）

補助限度額：50万円

6 補助対象経費

この補助金の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業に係る直接的経費で、報償費、講師謝金等、需用費、旅費交通費及び宿泊費、役務費等、その他特に必要と認められる経費（実施要領別表に掲げる経費）です。

7 募集期間

令和7年8月1日（金）から同年8月7日（木）までとします。

8 申請手続等の概要

(1) 申請書類

次の書類を各2部（正本1部・副本1部）提出してください。

なお、提出書類は返却しませんので、予め御了承ください。

- ① 採択申請書（様式第 1 号）
- ② 事業計画書（別紙 1）
- ③ 収支予算書（別紙 2）
- ④ 収支予算書の内訳を記載した書類（様式任意）
- ⑤ 納税状況申出書（別紙 3）
- ⑥ 事業全体の概要に関する説明資料（様式任意）
- ⑦ 過去 3 年間の貸借対照表及び損益計算書
- ⑧ 履歴事項全部証明書（発行から 3 ヶ月以内）
- ⑨ 定款
- ⑩ 社員等名簿

(2) 審査

提出された書類をもとに、審査委員が書面による審査を行い、採択者を決定します。
なお、必要に応じて県からヒアリングを行うことがあります。

(3) 公表

採択となった場合は、商号又は氏名、代表者名及び事業内容等を秋田県公式サイト「美の国あきたネット」等で公表します。

9 その他

- (1) 補助金交付決定日前に発注、契約、購入等を実施したものは、補助対象経費として計上できません。
- (2) 補助金の精算については、実績報告書の提出を受け補助金額確定後に行います。
- (3) 補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象経費や帳簿類の確認ができない場合については、当該経費に係る金額は、原則として補助対象外となります。
- (4) 事業完了後、事業概要等の発表を依頼することがあります。

10 申請書類の提出・お問い合わせ先

秋田県建設部 建設政策課 企画・建設産業振興チーム 魚住、佐々木
〒010-8570 秋田市山王四丁目 1 番 1 号
TEL : 018-860-2910 FAX : 018-860-3800